鳥取県立鳥取療育園 安全管理委員会 設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県立鳥取療育園安全管理指針に基づき、園内における安全対策を総合的に 企画、実施するために、安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、次の職員をもって構成する。

看護師、リハビリテーション職員、通園職員、その他必要と認める職員

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は園長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(委員会の会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長になる。

- 2 委員会に付議する議題等は、あらかじめ各委員に通知する。
- 3 委員会は、月1回の定例会と委員長の判断による臨時会とする。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1)安全確保を目的とした報告で得られた事例の発生原因、再発防止策の検討に関する こと
- (2)事故防止のための職員に対する指示に関すること
- (3)事故防止のために行う提言に関すること
- (4)事故防止活動及び安全に関する職員研修(年2回程度)の企画、立案
- (5)事故に係る訴訟に関すること
- (6)その他医療機器に関する医療事故対策等に関すること
- (7)安全計画の作成・改定に関すること
- (8)医療安全管理者に関すること
- (9)事故調査委員会に関すること

(参考人)

- 第5条 委員長は、必要と認めるときは、定例会ないし臨時会に関係職員の出席を求め、 意見を聴取することができる。
- 2 委員長は、必要と認めるときは、職員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(職員の責務)

第6条 職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から利用者への療育の実施、諸機器の取り扱いなどに当たって、事故の発生を防止するよう細心の注意を払わなければならない。

(インシデント報告)

第7条 園長は、事故の防止に資するよう、ヒヤリ・ハット事例の報告を促進するための体制を整備する。

- 2 インシデント事例を体験した職員は、別に定める「インシデントレポート」を積極的に提出し、今後の事故防止に努めなければならない。
- 3「インシデントレポート」は、委員会に提出する。
- 4 「インシデントレポート」を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益 な処分を行ってはならない。

(事故報告)

第8条 職員は、自己の行為で事故を引き起こしたときは、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び部門の長等への口頭報告等、所要の措置を講じた後、速やかに「事故報告書」を提出しなければならない。

第9条 本要綱の修正は、総括会議の承認を得る。

附 則 この要綱は、

令和4年6月17日から施行する。 令和5年10月20日改正とする。 令和6年4月19日改正とする。 令和7年5月16日改正とする。